

南知多町告示第45号

内海駅周辺活性化事業業務委託に係る受託者を公募型プロポーザル方式により次のとおり選考する。

令和8年5月8日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 企画提案の概要

(1) 名 称 内海駅周辺活性化事業業務委託に係る公募型プロポーザル

(2) 内 容 等 別添「実施要項」等を参照。なお、「実施要項」等は、南知多町公式ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.town.minamichita.lg.jp/gyosei/nyusatsu/1001911/1005691.html>

(3) 選考実施期間 令和8年5月8日から令和8年7月中旬

2 担当部署

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町役場 建設経済部 産業振興課 商工観光グループ

電話番号：0569-65-0711（内線244）

内海駅周辺活性化事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

内海駅周辺活性化事業業務を委託するにあたり、創造性や技術力、経験などを広く募集し、最も適切な提案者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務名

内海駅周辺活性化事業業務委託

3. 業務の内容

別紙、内海駅周辺活性化事業業務委託仕様書のとおり。

4. 契約上限額

本業務に係る契約上限額は、2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務期間

契約日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

6. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

南知多町契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、本町との協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしない。

(2) 委託料の支払い

原則として、業務完了後、本町の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

7. 応募資格・要件等

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 南知多町入札参加資格者名簿に登録していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。

(3) 南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 南知多町暴力団排除条例（平成23年7月5日条例第10号）第2条第2号に該当しない者であること。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定

に基づき更生又は再生手続きをしていない法人であること。

(8) 受託前後を問わず、本町との緊密な連絡調整が可能であること。

8. スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	期日等
実施要項の公表	令和8年5月8日(金)から 令和8年5月29日(金)まで
質問提出期限	令和8年5月22日(金)午後5時(必着) ※回答は、提出後速やかに回答
参加表明受付期限	令和8年6月1日(月)午後5時(必着)
参加資格審査結果通知	令和8年6月2日(火)以降速やかに通知
企画提案書等提出期限	令和8年7月3日(金)午後5時(必着) ※プレゼンテーションによるヒアリングは行いません。 ただし、必要により、審査期間中に電子メール等で当該提案書に対する 質問を行う場合がある。
選定結果通知	令和8年7月10日(金)
契約の締結	令和8年7月中旬
業務の開始	契約日の翌日

9. 審査会等の構成

企画提案審査会及び事務局については、以下のとおりとする。

(1) 審査会

町職員及び有識者 4名

(2) 事務局

南知多町 建設経済部 産業振興課 商工観光グループ

〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

電話：0569-65-0711 (内線244)

FAX：0569-65-0694

メール：syoukou@town.minamichita.lg.jp

10. 参加表明

企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加表明書(様式第1号)	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書(様式第2号)	
③	誓約書(様式第3号)	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
④	業務経歴書(様式第4号)	契約書の写しも添付すること。
⑤	その他町長が必要と認める書類	

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時必着

(4) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(5) 書類の公表

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和8年5月29日（金）まで、町ホームページ上で公表する。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知については、令和8年6月2日（火）以降速やかに電子メールにより通知する。

1 1. 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

質問書（様式第5号）を電子メールにより、事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

イ 受付期限

令和8年5月22日（金）午後5時必着。

(2) 回答

ア 回答方法

町ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

イ 回答日

令和8年5月22日（金）以降速やかに回答する。

1 2. 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は企画提案書等の提出にあたって、本実施要項及び仕様書等を熟読の上、作成すること。また、下記提出書類について、電子データが保存されているCD-R等を1部提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案概要書（書式自由）

企画提案の概要をA4判1枚で作成すること。

イ 企画提案書（書式自由）

※本実施要項、評価基準、仕様書、内海駅活性化基本構想（抜粋）の内容を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記して作成すること。

※内海駅活性化基本構想は、参考とするものであり、記載内容にない提案も可とする。

※作成の際は、なるべく別紙「評価基準」の評価項目の順に作成し、どの評価項目の資料か分かるように評価基準の番号を付番すること。

ウ 見積書及び積算内訳書（書式自由）

- ※正本1部を提出するもとし、見積書には契約権限者印を押印すること。
- エ 業務実施体制及び配置予定者調書（書式自由）
- オ 実績調書（書式自由）

（2）提案上限額

提案上限額は、4のとおりとし、見積書は、本実施要項及び仕様書等を熟読のうえ、提出すること。

※提案上限額について、項目ごとに記載すること。その際、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

（3）提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

（4）提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時必着

（5）提出部数

電子データ（PDF形式）で提出すること。ただし、見積書は紙で提出すること。

（6）留意事項

- ア （1）の提出書類は、見積書を除き、一つのファイルにまとめて電子データで提出すること。
- イ 企画提案書には、社名、代表者名、ロゴなど、事業者名等の企画提案参加者名を連想させる事項は一切記載しないこと。
- ウ 申込のあった法人の名称等は公表する場合がある。
- エ 提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、町は、公表等において必要な場合は、企画提案書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
- オ 提出した書類は、南知多町情報公開条例（平成12年条例第42号）の規定に基づき公開することがある。この場合において、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は、非公開とする。
- カ 当募集に対し、1法人が複数の申込を行うことはできない。
- キ 参加申込に要する経費は、全て申込者の負担とする。
- ク 提出書類に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。
- ケ 提出書類その他提出された資料、見積書は、返却しない。
- コ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- サ 必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

1.3. 審査方法

審査は、9の審査会が行い、受託候補者の選定にあたっては、審査会が提出書類による審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価する「企画技術評価点」と、価格を評価する「価格評価点」を採用し選定する。なお、審査会は非公開とし、プレゼンテーションによるヒアリングは行わない。

1.4. 評価の視点及び配点

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

※企画技術評価点は、各委員が別紙「評価基準」の「企画技術選定基準」の各評価項目について、提案内容等を評価する。委員の採点点数の平均値（少数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

※価格評価点は、全ての提案者の見積金額のうち、最低の見積金額を当該提案者の見積金額で除して得た値に、価格評価点の配分得点を乗じた数値とする。

(2) 配点

企画技術評価点と価格評価点の配分得点は、次のとおりである。

区 分	企画技術評価点の配分得点	価格評価点の配分得点	合計
配 点	280点	20点	300点

15. 審査結果

審査の結果は以下のとおりとする。

- (1) 参加者に対しては、電子メールによりその旨を通知するとともに、審査結果の概要を後日町ホームページで公表するものとする。なお、審査内容及び選定結果に対しての異議は認めない。
- (2) 選定されなかった者は通知を行った翌日から起算して7日以内に、書面により理由について、説明を求めることができる。

16. 受託候補者の決定

- (1) 評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を受託候補者とする。さらに見積金額が同額であった場合、評価項目における「提案の具体性」に関する審査委員の点数によって決定する。
- (3) 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本要項及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を受託候補者として選定する。ただし、評価点の合計が200点（300点満点）未満の場合は、受託候補者となることはできない。

17. 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 審査会の審査員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 見積金額が本要項に示した提案上限額を超える場合

18. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、業務の履行に必要な具体の条件などの協議と調整（以下「契約交渉」という。）を行う。この契約交渉が整ったときには、改めて見

積書の提出を求め、本町の決定した予定価格の範囲内で契約を締結する。

- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本町と受託候補者との協議により、変更することがある。
- (3) 受託候補者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約締結を行わず、次点の候補者を契約交渉の相手方とする。

19. その他

留意事項は以下のとおりである。

- (1) 事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することが本業務の目的達成に効果的に資すると認められるものについては本町と協議のうえで再委託することが出来るものとする。
- (2) 事業者は、個人情報を取り扱う場合には、南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月17日条例第1号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努める。
- (3) 事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。
- (4) 本業務における制作物の著作権については、受注者が従前から著作権を有していた著作物を除き、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者が業務着手後速やかに申し出ることによって留保できるものとし、この場合、本町は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

内海駅周辺活性化事業業務委託仕様書

内海駅周辺活性化事業業務委託の実施にあたり、本件仕様は下記のとおりとする。

1 業務委託名 内海駅周辺活性化事業業務委託

2 業務目的

名鉄知多新線内海駅は令和5年3月25日から正式に終日無人駅となり、同年3月改正でワンマン運転開始により、日中の特急列車が廃止となった。駅南側の高架下はテナントが数件しか入居しておらず、ほぼシャッターが閉まっている状況である。以上の状況を踏まえ、名鉄電車と協力した事業やイベント等を実施することで内海駅利用者（乗降者）の増加及び周辺地域の活性化を目的とする。

3 業務委託期間

契約日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受注者の企画立案により調整する場合がある。

- (1) 内海駅周辺活性化事業の実施
- (2) その他

5 業務内容の詳細

(1) 内海駅周辺活性化事業の実施

内海駅利用者（乗降者）の増加及び周辺地域の活性化に繋がる事業やイベントを実施すること。

(2) その他

誘客・観光プロモーションに関するサービスで活用できるものがあれば提案すること。特に、内海駅利用者（乗降者）数の増加、地域活性化・観光振興施策の効率化、経費削減につながる方策があれば提案すること。

6 業務報告書の作成

受託者は、事業の実施が分かる書類（企画書及び写真、イベント開催期間中の内海駅利用者数等）を取りまとめ、業務報告書を作成すること。

7 納品

作成した業務報告書を紙媒体及び電子データで納品すること。

8 納品場所

南知多町役場 建設経済部 産業振興課 商工観光グループ

9 業務上の注意事項

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、発注者と受託者が協議して決定すること。
- (2) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、発注者が必要と認める場合はその一部を委託することができる。

評価基準表

評価項目	提案記載事項	評価の視点	配点	
業務実績等 (40点) ※事務局採点	1. 提案概要		10	
	(1) 業務実績	類似する受託実績の実施時期、団体名、人口、受託概要等	本業務を着実に遂行できる実績・経験を有しているか。	10
	2. 業務実施体制		30	
	(2) 実施体制	本提案を遂行する体制及び人員	本業務を着実に遂行できるか。	10
	(3) 担当技術者の実績	本業務に関連する資格・業務実績	本業務に係る資格や業務提案・実施に携わった実績があるか。	20
企画提案 (240点)	3. 提案の内容		240	
	(4) 業務内容の理解度	仕様書等を踏まえ、提案を簡潔に記載する。	業務内容、業務背景を理解した内容となっているか。	30
	(5) 業務スケジュール	業務スケジュール	具体性、妥当性の高いスケジュールとなっているか。	20
	(6) 町との役割分担、支援体制	受託者と町の役割分担、検討組織の運営支援について記載する。	適切な役割分担のもと、受託者から十分な支援が期待できるか。	20
	(7) 評価テーマに対する提案	テーマ1「内海駅周辺活性化事業提案」	仕様書「5. 業務内容の詳細」(1)を踏まえ、明確な提案がされているか。	100
		テーマ2「その他」	仕様書「5. 業務内容の詳細」(2)を踏まえ、明確な提案がされているか。	10
	(8) 資料作成能力	資料がわかりやすく、論理的であるか。		30
	(9) 提案意欲	業務に対する意欲、熱意が感じられるか。		30
	価格提案 (20点) ※事務局採点	5. 価格提案		20
(10) 価格提案 [価格提案書]		最も低い価格を提示した応募者の得点を20点満点とする。その他の応募者の価格提案は、次の方法により最低提示価格の当該提示価格に対する割合を用いて得点を算出する。※小数点未満は四捨五入とする。 価格点 = 価格審査の配点 × (最低提示価格) / (当該提示価格)	20	
評点の合計			300	

様式第 1 号

令和 年 月 日

(あて先) 南知多町長 石黒 和彦

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加表明書

下記の業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 業 務 内海駅周辺活性化事業業務

2. 添付書類 法人概要書 (様式第 2 号)

誓約書 (様式第 3 号)

業務経歴書 (様式第 4 号)

【連絡先】

所属 :

氏名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-mail :

法人概要書

法人名	
本社所在地	〒
代表者名	
資本金(円)	
売上高(円)	前年度
創業年月	
従業員数(人)	
関連企業	
本業務を担当する支店・ 営業所等 責任者名・連絡先	管轄： 住所： 責任者： 連絡先： メール：

- ・上記の欄に記入の上、パンフレット等の会社概要がわかるものを添付してください。
- ・令和8年1月時点のものを記載してください。

令和 年 月 日

(あて先) 南知多町長 石黒 和彦

誓 約 書

住所または所在地

法人名

代表者名

印

令和 年 月 日付で、手続き開始の告示のあった内海駅周辺活性化事業業務に係る公募型プロポーザルの応募にあたり、実施要項に定められた応募者の参加資格要件を全て満たしていること、並びに、提出した書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

様式第4号

業 務 経 歴 書

事業者名	
代表者職氏名	

予定管理者氏名	
所属・役職	
所有資格	
本業務における役割	
本業務における 担当業務内容	

業 務 経 歴		
発注者	契約期間	業務名・業務内容
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	

(注1) 同種業務または類似業務の契約実績（元請として契約した業務）を記入すること。

(注2) 実績が複数の場合は、同種業務を優先し、直近の契約を5件まで記入すること。

